|7年度の主な改正点

金制度。昨年はその改正の年にあたり、持 続可能で安心な年金制度とするための改正

17年4月より実施される主な内容を紹介

年金に関するお問い合わせは大宮社会保険事務所

■652-4711または町年金係まで

制度の見直しを行う公的年

特集

■ 年金制度 17年度の改正点

学生

被用者(厚生年金、共済組年金任意加入対象であった・昭和61年3月以前の国民

合等の加入者) の配偶者 対象となる方

年金任意加入対象であった

制度の創設特別障害給付金

国民年金制度の発展過程に

障害給付金制度が創設されま ていない障害者の方を対象と した福祉的措置として、特別 いて生じた特別な事情によ 障害基礎年金等を受給し

平成3年3月以前の国民

もに、国民年金に任意加入のいずれかに該当するとと していなかった期間内に初もに、国民年金に任意加入

せが送付されます。 ら4月下旬にその旨のお知ら の変更を行い、 社会保険庁か

あって、 の方は、 場合がありますが、この年金 庁で実施するため、 額の改定についても社会保険 なお、 年金額が増額となる 特例に該当する方で 年金をすでに受給中 届出の必

窓口

場です。 ・請求の窓口は、

障害認定等の審査、

6 5 2 問合せ…大宮社会保険事務所 平成17年4月1日からです。

改正点 5

現在は、本人と配偶者と世 納付が猶予されます 所得によって、

特例高齢任意加入があります

礎年金1、2 診日があり、 に該当する方。 2級相当の障害

現在、

障害基

今回の改正によって、この

◆支給額

2級…月額4万円1級…月額5万円

物価スライドがあります。 なる場合があります ・所得によって支給制限と 支給額には、毎年度自動

要はありません。

改正点

4

ります。 いる場合は、 ・老齢年金等を受給されて 支給制限があ

伊奈町役

会保険庁)で行います。事務は社会保険事務局 支給 **社**

受付開始日

47

納付猶予制度の創設被保険者に係る 保険料の 年金の受給資格期間を満たす まで(70歳まで) 1日以前に生まれた人は基礎

特例で昭和30年4月

後から納めること(追納) 映しない期間となりますが、 免除基準以下の場合、 基準以下の場合に免除が承認帯主のそれぞれの所得が一定 間に算入され、 民年金を受けるための資格期 予された期間については、 より保険料の納付が猶予され されますが、平成17年4月か る制度ができました。納付猶 より年金額に反映されます。 30歳未満の第1号被保険 八と配偶者の所得が全額 年金額には反 申請に

改 正 点

加入の対象者の拡大国民年金の高齢任意

までは、20歳から60 は、20歳から60 は、20歳から60 は、20歳から60 は、20歳から60 は、20歳から60 は、20歳から60 また、特例で昭和30年4日増やす道が開かれています。 未満の期間において任意加入い人のために、60歳以上65歳 い人のために、60歳以上65歳 できることとし、 加入期間を

> 算額の計算率が引き下げられ、て納める(追納)ときの、加 問 追納しやすくなります。 た期間の保険料をさかのぼっ で拡大されることになります。 歳以上に達している人) た人(平成17年 年4月1日までの間に生ま 昭和30年4月2日から昭和 対象とされる人の生年月日が、 その他の改正点 追納加算率の見直し 保険料免除や納付猶予され 月から実施されますその他、次の項目が4 国民年金係例2164 自に にま

・追納の優先順位の見直し

間が優先されることになってこれまでは学生納付特例期 になりました。 順位を本人が選択できること いましたが、この追納の優先

免除基準の見直し 単身世帯を中心に所得要件

ご利用ください

の緩和が行われます

3月30日(水) 日時

10時~15時 役場3階第3会議室

大宮社会保険事務所職員による出張年金相談を行います。また、平成16 年度の保険料と、過去2年以内の未納保険料や過去10年以内の追納保険料 などが納められる集合徴収も行います。

ご相談の際には、年金手帳(基礎年金番号通知書)・納付書・社会保険事 務所から送られた案内状(はがき)等を持参してください。その他年金に ついて疑問等がありましたらお気軽にご相談ください。

改正 点

引き上げ国民年金保険料の

•月額13, 580円に

円になります。 金保険料は月額13,580 平成7年4月より、

げられる予定となっています 上昇率によって変化します)(引き上げ額は、今後の賃金 まで毎年280円ずつ引き上 なお、保険料は平成29年度

5年に1度、

が行われました。

します。

改正点 2 ますますお得に-口座振替が

得になります。(半年分の前納 前納すると、 の割引となり、530円もお も口座振替が有利です) 口座振替ですと3, なお、現金払いでの前納は 17年度の保険料を一括して |口座前納割引額が増えます 890円の割引ですが、 現金払いでは、 4 2 0 円

8

6

• 0

B

月 30 日 の登録が済んでいることが条31日までに社会保険事務所で の窓口でのお支払が可能です。 5月2日) までに金融機関等 月30日(今年度は休日のため4月に郵送される納付書で4 口座振替での前納は、 3 月

国民年

振替をされている方へ

済ませくださ 着で基金へのお申し込みをお納にする場合は、3月18日必

度ができました 月保険料の当月末引落し) ②月々の口座振替に早割

ります。 その後は月々の保険料が40円は40円割引)が引き落とされ、 割引となります。 にて2か月分(うち1か月分 と、翌月末の初回の口座振替 ると、 料ですが、 通常の口座振替は定額保険 保険料が40円割引とな この制度を利用する 早割制度を利用す

承認を受けている方は通常のなお、保険料の半額免除の

年は4月末日が休日のため5 年金の保険料を合わせて口座 国民年金基金の掛け金と国民 をされている方は、新たに届 月2日)となっております。 () 場合がありますので、特ない場合がありますので、特 お申 出をする必要はありません。 口座振替日は4月30日 (し込みはご注意ください) (ご注意) なお、既に口座振替で前納 国民年金保険料の納付を前 し込みは登録が間に合わ **今**

申し込みください。(年度末のをご希望の方は、お早めにお件になりますので、口座前納

制当

届出も行われたとみなし、 方については、すでに特例 必要ありません。 間については、特例の取り扱い」と把握して 険庁において、 第3号の届出があり、 していながら前述の また、この特例に該当す なお、平成17年3月までに 特例の届出 第3号に該当 「未納の 社会保 いる期 は

動的に保険料納付済の期間へ届出も行われたとみなし、自 0

ります。 改正 点 3

口座振替でのお申し込みとな

特例届出の実施第3号被保険者の の

厚生年金保険等に加入する

保険者) られます 方の被扶養配偶者(第3号被 の届出の特例が認め

分の年金を受け取ることがで間として取り扱い、将来その前の期間も第3号被保険者期 ただくことにより、2年以上おいて、特例の届出をしてい した。しかし、今回の改正に納の取り扱い」となっていま 2年前まではさかのぼって第届出が遅れていたときには、 分の年金を受け取ることが それ以前の期間は「保険料未 きるようになります。 3号被保険者の期間となり これまで第3号被保険者 2年以上

る